

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日とする)

## 目次

◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)  
保険薬局の指定の辞退( )  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)  
出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
谷本泰夫	鳥医 五五九八	平成九年八月二十五日
矢野 誠	鳥医 五五九九	平成九年九月一日
川原 洋一郎	鳥医 五六〇〇	〃
岩田 勘司	鳥医 五六〇一	〃
石田 真保子	鳥薬 一〇四〇	平成九年八月十三日
池田 直子	鳥薬 一〇四一	平成九年八月二十二日
迫 陽英	鳥薬 一〇四二	平成九年八月二十七日
植垣 歩	鳥薬 一〇四三	平成九年九月一日

### 鳥取県告示第六百十七号

保険薬局の指定の辞退があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	辞退の効力発生日
石谷 薬局	鳥取市南町四二二	平成九年九月三十日

### 鳥取県告示第六百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月十一日 鳥取県指令米土維十第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市上福原字北濱新田ノ四

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市弥生町八一二

株式会社米吾の里

代表取締役 内田 幸男

鳥取県告示第六百十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年五月十三日 鳥取県指令米土維十第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原二丁目五―二四

河上 まさ江

鳥取県告示第六百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年七月十九日 鳥取県指令都計三一三第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字八橋字平ヶ坂、字龍王、字二子塚ノ下モ及び字二子塚並びに大字

笠見字穴谷及び字天王

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字徳万五五八―一

東伯町農業協同組合

代表理事組合長 花本 美雄

鳥取県告示第六百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成九年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「秋のうたコンサート」 「冬のうたコンサート」	平成九年十月十九日 平成九年十一月三十日	鳥取県立童謡館多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主事 杉森 勇人

三 委任期間

平成九年九月二十三日から同年十二月一日まで